平成３１年度　高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付募集要領

１　趣旨

高槻市と姉妹都市・友好都市提携を締結した都市（以下「姉妹都市等」という。）の市民との交流事業を行う者に対し助成金を交付することにより、青少年の交流活動を奨励し、都市間の友好交流の発展に寄与することを目的とする。

２　対象者の要件

助成金の交付対象となる者は、本市に居住し、又は通勤し若しくは通学する者を主たる構成員とし、かつ、次に掲げる事業を組織的、継続的に行う市民団体とする。ただし

次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

（１）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において

「法」という。）第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。

（２）暴力団員　法第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。

（３）暴力団密接関係者　大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

（４）市が出資して設立した法人

（５）営利を目的とする団体（法人を含む。次号において同じ。）

（６）政治活動又は宗教活動を行う団体

３　対象事業

下記の事業で、平成３１年７月１３日（土）から９月３０日（月）までに完了する事業

（１）文化振興に関する事業

（２）スポーツ振興に関する事業

（３）青少年活動に関する事業

（４）市民福祉向上に関する事業

（５）産業振興に関する事業

（６）学術振興に関する事業

４　助成金額

（１）国内姉妹都市に派遣する２５歳未満の青少年１人につき２，０００円とし、当該青少年の人数により算出する。ただし、１団体へ交付する助成金の上限額は、１回の申請につき４万円とする。

（２）海外姉妹都市・友好都市に派遣する２５歳未満の青少年１人につき１０，０００円とし、当該青少年の人数により算出する。ただし、１団体へ交付する助成金の上限額は、１回の申請につき２０万円とする。

（３）助成金の算出の対象となる青少年は、高槻市内に住所を有し、又は高槻市内の学校へ通学若しくは通勤する青少年とし、当該条件に該当しない青少年は、助成の対象としないものとする。

（４）助成金の算出根拠とする青少年の国籍は、問わないものとする。

５　申請方法

下記の書類を申請期間中に（公財）高槻市都市交流協会に提出

・高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付申請書（様式第１号）

・要件確認申立書（様式第２号）

・事業計画書又はこれに相当する書類

　・事業に係る収支予算書又はこれに相当する書類

　・参加者名簿

６　申請期間

　平成３１年５月７日（火）から平成３１年６月２８日（金）まで。

７　申請書の審査及び採否の決定

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金審査委員会の審査を経て、理事長が助成金の交付又は不交付を決定する。

　※別紙「審査要領」参照。

８　実績報告書の提出

事業終了日から起算して、３０日以内に高槻市姉妹都市等交流事業助成金実績報告書（様式第１０号）に下記及び必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

・助成事業の収支決算書又はこれに相当する書類

・助成事業の成果を記載した書類

・参加者名簿

９　助成金額の確定及び請求

（１）理事長は実績報告を受けたのち、助成金額を確定する。

（２）助成金額の確定後、所定の用紙にて請求を行うこと。請求後、３０日以内に助成金が交付される。

１０　助成結果の公表

　助成金の交付が決定された場合は、その結果は（公財）高槻市都市交流協会のホームページで公表される。